

別表 1 (第 3 条関係)

1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
過疎地域等特定診療所設備整備事業 (国要綱 1 の 3 (5)「過疎地域等特定診療所設備整備事業」に基づいて行うものをいう。)	市町村(地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む)	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器整備費(ただし、医療機器は 1 品あたり 100 千円以上のものに限る)	1 か所当たり 16,500 千円	4 分の 3
遠隔医療設備整備事業 (国要綱 1 の 3 (10)「遠隔医療設備整備事業」に基づいて行うものをいう。)	医療施設の開設者	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費(ただし、1 か所あたり 300 千円以上のものに限る)	1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598 千円 (2) 依頼側医療機関 14,198 千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390 千円 (2) 依頼側医療機関 14,855 千円 3 オンライン診療装置 8,250 千円	2 分の 1
小児初期救急センター設備整備事業 (国要綱 2 の 4 (7) ア(イ)「小児初期救急センター設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	小児初期救急センターの開設者	小児初期救急センターとして必要な医療機器の購入費(ただし、医療機器は 1 品あたり 99 千円以上のものに限る)	1 か所当たり 11,000 千円	3 分の 2
人工腎臓装置不足地域設備整備事業 (国要綱 2 の 4 (7) カ「人工腎臓装置不足地域設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	公的団体(注)及び民間事業者	人工腎臓装置の購入費(ただし、人工腎臓装置は 1 品あたり 300 千円以上のものに限る)	1 か所当たり (1) 多人数用 14,080 千円 (2) 単身用 7,150 千円	3 分の 1

NBC災害・テロ対策設備整備事業 (国要綱2の4(7)オ(ウ)「NBC災害・テロ対策設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	医療施設の開設者	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	1 か所当たり 33,762千円	2 分の 1
HLA検査センター設備整備事業 (国要綱2の4(7)キ「HLA検査センター設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	医療施設の開設者(地方公共団体を除く)	組織適合検査に必要な購入費(検査機器、臓器保存器)(ただし、1品あたり200千円以上のものに限る)	1 か所当たり 22,000千円	2 分の 1
へき地医療拠点病院設備整備事業 (国要綱1の3(9)「へき地医療拠点病院設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	へき地医療拠点病院の開設者	へき地医療拠点病院として必要な医療機器又は歯科医療機器等の購入費(ただし、医療機器については1品あたり500千円、歯科医療機器については1品あたり100千円以上のものに限る)	1 医療機器 1 か所当たり 55,000千円 2 歯科医療機器等 1 か所当たり 27,500千円	10 分の 10 (事業実施主体が県立病院の場合、2 分の 1)
へき地患者輸送車(艇)整備事業 (国要綱1の3(2)「へき地患者輸送車(艇)整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	市町村、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の開設者等	患者輸送用マイクロバス又はワゴン車等の購入費	(1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474千円	10 分の 10 (事業実施主体がへき地医療拠点病院及びへき地診療所以外の場合又は県立病院の場合、2 分の 1)

へき地診療所設備整備事業 (国要綱 1 の 3 (1) 「へき地診療所設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	へき地診療所の開設者	医療機器整備費 (ただし、医療機器は1品あたり500千円以上のものに限る)	1 か所当たり 16,500千円	2 分の 1
へき地巡回診療車整備事業 (国要綱 1 の 3 (3) 「へき地巡回診療車(船)整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	市町村、へき地医療拠点病院の開設者等	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	1 台当たり 1,426千円	10 分の 10 (事業実施主体がへき地医療拠点病院以外の場合又は県立病院の場合、2 分の 1)
小児医療施設設備整備事業 (国要綱 2 の 4 (7) ウ (ア) 「小児医療施設設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	病院の開設者 (地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む)の購入費(ただし、医療機器は1品あたり300千円以上のものに限る)	1 か所当たり 26,400千円 (新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合にあつては、9,900千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,650千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、16,500千円を限度とする。)	3 分の 2
共同利用施設設備整備事業(国要綱 2 の 4 (7) エ 「共同利用施設設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	公的医療機関又は地域医療支援病院	共同利用高額医療機器の購入費(ただし医療機器は1品あたり3,000千円以上のものに限る)	1 か所当たり 220,000千円	3 分の 2 (事業実施主体が県立病院の場合、3 分の 1)
産科医療機関設備整備事業 (国要綱 1 の 3 (14) 「産科医療機関設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	病院の開設者	産科医療機関として必要な医療機器購入費(ただし、医療機器は1品あたり200千円以上のものに限る)	1 か所当たり 17,035千円	2 分の 1

死亡時画像診断システム等設備整備事業 (国要綱 1 の 3 (1 7) 「死亡時画像診断システム等設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	市町村、その他知事が認める者	死因究明のための解剖の実施に必要な設備および死亡時画像診断又は死体解剖の実施に必要な医療機器購入費 (解剖台、薬物検査機器、CT、MRI)	1 か所当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 37,180 千円 (2) 解剖室設備の場合 53,700 千円	2 分の 1
アスベスト対策事業 (国要綱 2 の 4 (8) 「アスベスト除去等整備促進事業」に基づいて行われるものをいう。)	病院の開設者 (地方独立行政法人及び地方公共団体の組合、公的団体 (注) を含む)	病院の石綿含有保温材等の使用状況等の調査に必要な請負費	1 棟当たり 250 千円	定額
実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 (国要綱 1 の 3 (1 8) 「実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	市町村、その他知事が認めるもの	実践的手術手技向上研修機関として必要な医療機器等購入費	1 か所あたり 71,191 千円	2 分の 1
救命救急センター設備整備事業 (国要綱 2 の 4 (7) ア (エ) 「救命救急センター設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。)	救命救急センターを持つ医療機関	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	1 か所当たり 58,737 千円	2 分の 1

(注) 公的団体とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会をいう。

別表2（第3条関係）

1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
病院群輪番制 病院及び共同 利用型病院設 備整備事業 （国要綱2の 4（7）ア（ウ） ）「病院群輪番 制病院及び共 同利用型病院 設備整備事業 」に基づいて 行われるもの をいう。）	公的団体（注）及び知 事が認める者	病院群輪番制病院又は 共同利用型病院と して必要な医療機器 又は心臓病及び脳卒 中の重症救急患者の 治療等に必要な専用 医療機器の購入費（ ただし、医療機器は 1品あたり300千円以 上のものに限る）	次の（1）から（3）により 算出された額の合計額と する。 （1）医療機器（（2）及び （3）に掲げるものを除く 。） 1 か所当たり22,000千円 （ただし、特別な必要が ある場合は、110,000千 円を限度とする。） （2）心臓病専用医療機器 1 か所当たり6,285千円 （3）脳卒中専用医療機器 1 か所当たり6,285千円	3分の2
		心電図受信装置の購 入費	1 か所当たり2,774千円	

（注）公的団体とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会をいう。